

仕事と子育ての両立を後押しする法整備が加速している。各企業は、公的支援も活用しながら、柔軟な働き方を可能にする職場環境の整備を進めていくことが期待される。

4月1日より、改正育児・介護休業法が段階的に施行される(図表1)。4月からは、男性の育児休業等の取得状況の公表義務が中小企業に拡大されるほか、育児のためのテレワークの導入などが努力義務となる。また、10月からは、仕事と子育ての両立に関する意向聴取・配慮の義務化に加え、柔軟な働き方の実現に向けて、フレックスタイム制の導入、保育施設の設置・運営、短時間勤務制度の導入などのなかから複数の措置を実施することも義務づけられており、企業にはより踏み込んだ対応が迫られている。

仕事と子育ての両立を後押しする法整備が近年加速している背景には、価値観の多様化に加えて、深刻化する人手不足がある。男女双方が柔軟に勤務できる環境づくりを進めることにより、働く意志のある貴重な人材が育児に伴う時間・場所的制約などを理由に離職に至ることなどを防ぎ、人手の確保・定着を図ることが狙いだ。

千葉銀行が昨年ワークライフバランスの推進に向けた取り組み状況を県内企業に尋ねたところ、「特にやっていない」先が35.4%で最多となった(図表2)。なお多くの企業では、仕事と子育ての両立支援に向けた意識が十分に浸透しているとはいいくく、法改正への対応を含めて取り組みの強化が求められる。

各企業においては、取り組みを進めるにあたり、助成金や認証制度などの活用を視野に入れたい。例えば、厚生労働省は、昨年1月、両立支援等助成金制度に「育休中等業務代替支援コース」を新設し、育休取得者などの業務を引き継いだ従業員に手当てを支給した中小企業に対する助成をスタートした。12月からは、同コースの支給額の増額や他のコースの申請条件緩和など、制度内容を更に充実させている。

また、子育てサポート企業の認証制度「くるみん」認定については、千葉県では昨年末時点で101社が取得している。認定されれば、助成金の支給や低金利融資などが受けられるほか、企業イメージの向上を通じて採用面で優位に働く可能性も高い。法改正への対応を進めるこの機会に、認定取得に向けて動くことも一考に値する。厚労省が運営するウェブサイト「両立支援のひろば」では、「くるみん」認定企業をはじめ、仕事と家庭の両立に積極的な企業の具体的な施策が紹介されているため、ぜひ参考にしてほしい(図表3)。

県の支援状況に目を向けると、千葉県は、経営者や人事労務担当者などを対象に、専門家がテレワーク導入の秘訣などをアドバイスするセミナー動画を無料で配信している。また、千葉労働局は、今回の法改正関連も含め、仕事と家庭の両立全般に関して幅広く相談に乗る窓口を設けている。

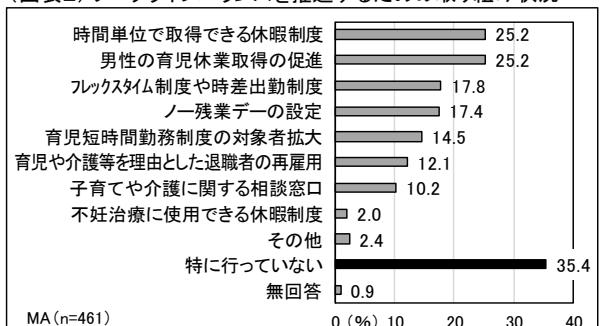
企業の持続的成長には、重要な経営資源であるヒトの確保は欠かせず、柔軟な働き方を可能にする選択肢の拡充は避けて通れない。自社の仕事と子育ての両立支援状況を改めて見直し、公的支援も上手に活用しながら、従業員一人ひとりが安心して長く働く職場環境を整備したい。(横倉)

(図表1)25年施行の改正育児・介護休業法の主なポイント(育児分野)

4月1日~
<ul style="list-style-type: none"> <li>●子の看護休暇の見直し           <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象となる子: 小学校就学前⇒小学校3年生まで</li> <li>・取得理由: 入・卒園式への参加などが追加</li> </ul> </li> <li>●残業免除となる期間の延長           <ul style="list-style-type: none"> <li>・養育対象の子: 3歳未満⇒小学校就学前</li> </ul> </li> <li>●男性の育児休業等の取得状況の公表義務拡大           <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象企業: 従業員数1,000名超⇒従業員数300名超</li> </ul> </li> <li>●育児のためのテレワーク導入の努力義務化</li> </ul>
10月1日~
<ul style="list-style-type: none"> <li>●仕事と育児の両立に関する意向聴取・配慮の義務化</li> <li>●「柔軟な働き方」実現に向け、以下から2つ以上の措置の実施義務化           <ul style="list-style-type: none"> <li>①フレックスタイム制導入や始・終業時刻の変更</li> <li>②テレワークの導入(10日~/月)</li> <li>③保育施設の設置・運営等</li> <li>④養育両立支援休暇の付与(10日~/年)</li> <li>⑤短時間勤務制度の導入(6時間勤務など)</li> </ul> </li> </ul>

(出所)厚生労働省

(図表2)ワークライフバランスを推進するための取り組み状況



(出所)千葉銀行「人が主役の企業戦略～企業価値を高める人的資本経営調査～」(24年)

(図表3)仕事と家庭の両立支援に取り組む県内企業の例

企業名	取り組み内容の例
アールアンドアール (浦安市) 「プラチナくるみん」 取得(24年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 所定外労働削減に向け、20時以降はPCが強制シャットダウンされるほか、全社統一で受注時間を短縮。</li> <li>✓ 女性従業員のキャリア育成に向け、外部講師セミナーを実施。</li> </ul>
千葉ステーションビル (千葉市) 「プラチナくるみん」 取得(24年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 育児に係るフレックスタイム制度、看護休暇制度は、子が小学6年生になるまで対象。</li> <li>✓ 女性の継続就業に向け、育児支援プラン及び復職プランなどを作成。</li> </ul>
銚子信用金庫 (銚子市) 「くるみん」取得(24年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 結婚・出産・育児・介護などを理由に退職した職員の再雇用をバックアップする、「復帰再雇用制度」を導入。</li> </ul>

(出所)厚生労働省「両立支援のひろば」、各事業者ホームページ